

帰還困難区域（双葉町）の実家に居住しつつ、婚姻に伴う転居予定のため、原発事故の直前に住民票上の住所を旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に移転させていた申立人について、写真等により実家に申立人所有の家財が存在したことを認めて、家財の財物損害等が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | | |
|----------|--------------------------|----------|
| (1) 損害項目 | 避難生活に伴う精神的損害 | 84万0000円 |
| 損害期間 | 自平成23年6月1日 至 平成24年11月30日 | |
| (2) 損害項目 | 家財（双葉町〇〇所在） | 60万0000円 |

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、合計金144万円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年12月15日

（仲介委員 嘉本益巳）